

令和6年度山形県さくらんぼ品種転換緊急促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、さくらんぼの収穫作業を分散させ、適期収穫を推進するため、次条に掲げる事業実施主体が「佐藤錦」から晩生種等への改植を支援する事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で事業実施主体に対して補助金を交付する。

(事業実施主体)

第2条 本事業の事業実施主体は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 農業協同組合
- (2) 青果物の卸売業を営む法人
- (3) 農業者の組織する団体（3者以上の取組主体により組織する代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがある団体をいう。）

(取組主体)

第3条 本事業の取組主体は、山形県内で農業を営む個人又は法人とする。

(補助対象事業の内容、経費及び補助金の額)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業内容、経費及び補助金の額は、別表に定めるところによる。

(交付の申請)

第5条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）

(交付の条件)

第6条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業実施主体又は取組主体の変更
 - (2) 事業の中止又は廃止
 - (3) 補助金の額の増を伴う変更
 - (4) 補助金の30%を超える減を伴う変更
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更について知事の承認を受けようとするときは、変更承認申請書（別記様式第3号）に前条に定める書類を添えて提出しなければならない。
- 3 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。
- 4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第5号）を提出しなければならない。
- 5 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。
- (1) 改植の本数は、1取組主体につき3本以上であること。
 - (2) 取組主体は、改植計画（植栽図を含む。）を事業実施主体に提出すること。

- (3) 取組主体は、令和7年3月31日までに植栽を完了すること。
- (4) 取組主体は、この補助金の交付の対象となる取組について、重複する国又は県の他の補助を受けてはならない。

(事業の着手)

- 第7条 事業の着手は、規則第6条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合にあつては、あらかじめ県の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届（別記様式第6号）を提出するものとする。
- 2 前項のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあつては、事業実施主体及び取組主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを承知の上で行うものとする。
 - 3 第1項のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあつては、第5条に定める補助金交付申請書に着手年月日等を記載するものとする。

(実績報告)

- 第8条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過する日又は令和7年4月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。
- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
 - (2) 収支精算書（別記様式第2号）

(補助金の支払)

- 第9条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(補助金の経理)

- 第10条 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに令和7年度から5年間整備保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和6年10月8日から施行する。

別表

事業内容	補助対象経費	補助金の額
改植計画に基づく以下の品種の植栽 に対し補助金を交付する事業 (1) やまがた紅王 (山形C12号) (2) 紅秀峰 (3) 紅てまり (4) 大将錦 (5) 紅さやか (6) 紅ゆたか	取組主体への補助金の 交付に要する経費	定額 (2,000円/本)